

## 2023（令和5）年度 事業計画書

（2023（令和5）年4月1日から2024（令和6）年3月31日まで）

### 1 事業実施の方針

法人設立8年度は、学習会や広報活動を展開し、意識的に会員の拡大に取り組むとともに理事会、検討委員会、事務局体制をより安定したものとする。

事業計画は、各種消費者被害情報の収集・調査・分析を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、不当な勧誘・約款等の使用に対する是正の申し入れなどの活動を行う。

また、消費者や事業者に対して消費者教育を行い、各種消費者施策に係る法律・規則・条例・制度について意見を発信する。

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び予定人数
(1)各種消費者被害の実態調査・研究、情報の収集・提供事業	①消費者トラブル事例を収集するための一般市民を対象とする消費者契約トラブル110番（電話受付）を実施する。	年1回程度	当会事務所	検討委員4名程度	不特定多数の消費者
	②平日、事務局で電話での消費者トラブルについての情報提供を受ける。	随時	当会事務所	事務局1名	
	③ホームページに被害情報を提供してもらうための「情報提供のお願い」コーナーを設ける。	随時	当会事務所	事務局1名	
	④会報で「出前講座」の活用を呼びかける。町内や会社などの団体を対象に弁護士が消費者被害について伝える。	3カ月に1回程度	当会事務所	事務局1名	
	また、被害の情報収集も行う。				
	消費者被害情報の情報提供				不特定多数の消費者

	①差止め請求権の行使の結果の掲載と更新。 ②会報で消費者被害相談事例を掲載。	随時  3カ月に1回程度		事務局1名  事務局1名	
(2)各種消費者被害の拡大防止のための事業者・事業者団体の不当な事業活動に対する差止め請求、その他の是正を図る事業	差止請求権の行使 ①検討委員会での検討、理事会への意見具申。  ②理事会で検討委員会から具申を受けた事項を審議し、差止請求の要否とその内容及び今後の対象方針を決定する。  ③申入書を事業者に送付する。  ④検討委員会では是正申入れに対する回答を検討し、再申し入れを行うか、是正されない場合には消費者契約法41条の差止請求及び差止請求訴訟を決議する。  ⑤理事会で検討委員会の意見具申を受け、41条の差止請求及び差止請求訴訟の要否を決定する。	1～2カ月に1回程度（必要が生じれば追加開催）  2カ月に1回程度（必要が生じれば追加開催）  随時  1～2カ月に1回程度（必要が生じれば追加開催）  2カ月に1回程度（必要が生じれば追加開催）	栃木県弁護士会館  栃木県弁護士会館  当会事務所  栃木県弁護士会館  栃木県弁護士会館	検討委員20名  理事13名  検討委員20名・事務局1名  検討委員20名  理事13名	不特定多数の消費者

		催)			
	差止請求訴訟提起	随時	管轄裁判所	5名程度	不特定多数の消費者
(3)各種消費者被害防止・救済に関する啓発事業	機関誌の発行	年4回	当会事務所 外部委託先	理事2、3名 検討委員1名 事務局1名	一般消費者並びに 当法人会員
(4)消費者教育事業	一般消費者、事業者等 向けの学習会、講演会 の開催	年3回	栃木県内	理事1、2名 事務局1名	不特定多数の消費者
(5)各種消費者施策に関する研究・提言事業	消費生活に関する意見 の表明又は政策提言	年1、 2回	当会事務所及 び栃木県内	理事2名	不特定多数の消費者
(6)消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	適格消費者団体連絡協 議会への参加	年2回	開催地	理事2、3名	消費者団体・関係諸 機関担当者等
	消費者団体・行政機関 等との情報交換等の実 施	年6回	栃木県司法書 士会館	理事1名 事務局1名	消費者団体・関係諸 機関担当者等